

令和元年余市町議会第4回定例会会議録（第4号）

開 議 午前10時00分
閉 会 午後 1時14分

○招 集 年 月 日

令和元年12月12日（木曜日）

○欠 席 議 員 （0名）

○招 集 の 場 所

余市町議事堂

○出 席 者

余 市 町 長	齊 藤 啓 輔
副 町 長	細 山 俊 樹
総 務 部 長	須 貝 達 哉
総 務 課 長	増 田 豊 実
企 画 政 策 課 長	阿 部 弘 亨
地 域 協 働 推 進 課 長	小 黒 雅 文
財 政 課 長	高 橋 伸 明
税 務 課 長	紺 谷 友 之
民 生 部 長	前 坂 伸 也
福 祉 課 長	照 井 芳 明
子 育 て ・ 健 康 推 進 課 長	芹 川 か お り
保 険 課 長	羽 生 満 広
環 境 対 策 課 長	成 田 文 明
経 済 部 長	渡 辺 郁 尚
農 林 水 産 課 長	濱 川 龍 一
商 工 観 光 課 長	橋 端 良 平
建 設 水 道 部 長	山 本 金 五
建 設 課 長	篠 原 道 憲
ま ち づ く り 計 画 課 長	千 葉 雅 樹
下 水 道 課 長	庄 木 淳 一
水 道 課 長	中 村 利 美
会 計 管 理 者 (併) 会 計 課 長	秋 元 直 人
農 業 委 員 会 事 務 局 長	水 野 貴 司
教 育 委 員 会 教 育 長	佐 々 木 隆
教 育 部 長	上 村 友 成
学 校 教 育 課 長	高 田 幸 樹

○開 議

令和元年12月17日（火曜日）午前10時

○出 席 議 員 （18名）

余市町議会議長	12番	中 井 寿 夫
余市町議会副議長	17番	土 屋 美 奈 子
余市町議会議員	1番	野 呂 栄 二
〃	2番	吉 田 豊
〃	3番	近 藤 徹 哉
〃	4番	藤 野 博 三
〃	5番	内 海 博 一
〃	6番	庄 巖 龍
〃	7番	吉 田 浩 一
〃	8番	茅 根 英 昭
〃	9番	彫 谷 吉 英
〃	10番	寺 田 進
〃	11番	白 川 栄 美 子
〃	13番	安 久 莊 一 郎
〃	14番	大 物 翔
〃	15番	中 谷 栄 利
〃	16番	山 本 正 行
〃	18番	岸 本 好 且

社会教育課長 奈良 論
選挙管理委員会事務局長
(併) 監査委員事務局長 中 島 豊

縮小とオスプレイ参加の中止を求め
る要望意見書

第12 閉会中の継続審査調査申出について

○事務局職員出席者

事務局 長 杉本 雅純
書 記 細川 雄哉
書 記 小林 宥斗

○議事日程

- 第1 議案第5号 余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例案
- 第2 議案第8号 余市町ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例案
- 第3 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第4 意見案第1号 豚コレラの早期終息に向けた緊急かつ具体的な対策を求める要望意見書
- 第5 意見案第2号 災害救助法の見直しを求める要望意見書
- 第6 意見案第3号 令和元年台風19号等からの復旧・復興に向けた対策を求める要望意見書
- 第7 意見案第4号 あおり運転に対する厳罰化とさらなる対策の強化を求める要望意見書
- 第8 意見案第5号 授業料減免制度の現行水準を維持することを求める要望意見書
- 第9 意見案第6号 労働者協同組合法案の早期制定を求める要望意見書
- 第10 意見案第7号 再編統合対象の公立・公的病院名公表の撤回を求める要望意見書
- 第11 意見案第8号 日米共同訓練の規模

開議 午前10時00分

○議長(中井寿夫君) ただいまから令和元年余市町議会第4回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は18名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長(中井寿夫君) 昨日議会運営委員会が開催されましたので、その結果について委員長からの報告を求めます。

○4番(藤野博三君) 昨日委員会室におきまして議会運営委員会が開催されましたので、その審議経過並びに結果につきまして私からご報告申し上げます。

委員7名の出席のもと、さらに説明員として細山副町長、須貝総務部長、増田総務課長の出席がありましたことをご報告申し上げます。

今回審議されました内容につきましては、追加案件についてであります。新たに追加されました案件は、諮問1件、意見案8件、閉会中の継続審査調査申出についてであります。

なお、日程の割り振りにつきましては、議員各位のお手元に日程表が配付されておりますので、省略させていただきます。

さらに、内容につきましてご報告申し上げます。

日程第3、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第4、意見案第1号 豚コレラの早期終息に向けた緊急かつ具体的な対策を求める要望意見書ないし日程第11、意見案第8号 日米共同訓練の規模縮小とオスプレイ参加の中止を求める要望

意見書、以上意見案8件につきましては、議員発議でありますので、それぞれ即決にてご審議いただくことに決しました。

なお、意見案第1号ないし意見案第5号につきましては、一括上程の上、ご審議いただくことに決しました。

日程第12、閉会中の継続審査調査申出についてであります。

以上を申し上げまして、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（中井寿夫君） 委員長の報告が終わりました。

ただいま議会運営委員会の委員長から報告ありましたとおり、諮問1件、意見案8件、閉会中の継続審査調査申出についてを本日の日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、諮問1件、意見案8件、閉会中の継続審査調査申出についてを本日の日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

なお、追加後の日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

○議長（中井寿夫君） 日程第1、議案第5号 余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（増田豊実君） ただいま上程されました議案第5号 余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例案につきまして、その提案理由のご説明を申し上げます。

非常勤職員等の適正な任用の確保などを目的とした地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の施行に伴い、非常勤職員等は令和2年4月1日より会計年度任用職員に移行することとなります。これに伴いまし

て、本町の非常勤職員等におきましても本制度に移行すべく会計年度任用職員の給与及び費用弁償について必要な事項を定める必要があることから、条例案をご提案申し上げる次第でございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第5号 余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例案。

余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を次のとおり制定する。

令和元年12月12日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び第204条第3項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

（会計年度任用職員の給与）

第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号によって採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあっては給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び期末手当をいい、同項第1号によって採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあっては報酬及び期末手当をいう。

2 給与は、他の条例に規定する場合を除くほか、全て現金で支払わなければならない。ただし、会計年度任用職員から申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。

3 公務について生じた費用の弁償は、給与には含まれない。

（フルタイム会計年度任用職員の給料）

第3条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、別表に定める給料表によるものとし、規則で定める職種の区分に応じて適用する。

(フルタイム会計年度任用職員の号俸)

第4条 フルタイム会計年度任用職員となった者の号俸は、町長が規則で定める基準に従い任命権者が決定する。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の支給)

第5条 余市町職員給与条例(昭和26年余市町条例第1号。以下「給与条例」という。)第5条及び第6条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の通勤手当)

第6条 給与条例第10条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当)

第7条 給与条例第13条第1項、第2項及び第4項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第1項中「正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下この条において「正規の勤務時間」という。)外に勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、町長が規則で定める。

(フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当)

第8条 給与条例第14条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第1項中「正規の勤務日」とあるのは「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務日」と、同条第2項中「おいて正規の勤務時間」とあるのは「おいて当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下この項において「正規の勤務時間」という。)」と読み替えるものとするほか、必要な技

術的読替えは、町長が規則で定める。

(フルタイム会計年度任用職員の夜間勤務手当)

第9条 給与条例第15条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「正規の勤務時間」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の給与の端数処理)

第10条 第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額並びに第7条の規定により準用する給与条例第13条、第8条の規定により準用する給与条例第14条及び前条の規定により準用する給与条例第15条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第11条 給与条例第20条の規定は、任期の定めが6か月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第2項中「100分の130」とあるのは、「100分の72.5」と読み替えるものとする。

2 任期の定めが6か月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における任期の定め合計が6か月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期の定めが6か月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期(6か月未満のものに限る。)の定めと前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限

る。)の定めとの合計が6か月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6か月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

次のページをお開き願います。

(フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の算出)

第12条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額をフルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。ただし、第7条の規定により準用する給与条例第13条、第8条の規定により準用する給与条例第14条及び第9条の規定により準用する給与条例第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じ、町長が規則で定める勤務時間を控除したもので除して得た額とする。

(フルタイム会計年度任用職員の給与の減額)

第13条 フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)による休日(以下「祝日法による休日」という。)(代休日を指定されて、当該祝日法による休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。))又は12月31日から翌年の1月5日までの日(祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。)(代休日を指定されて、当該年末年始の休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。))である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条本文に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

第14条 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を余市町職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例(昭和35年余市町条例第3号。以下「勤務時間条例」という。))第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。))とする。

2 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を21で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を162.75で除して得た額とする。

4 前3項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第3条及び第4条の規定を適用して得た額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬)

第15条 当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。))外に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に対して、その正規の勤務時間外に勤務した全時間について、時間外勤務に係る報酬を支給する。

2 前項に規定する時間外勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき、第21条第1項に規定する

勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で町長が規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間外にしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、同項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。

（1） 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。）における勤務

（2） 前号に掲げる勤務以外の勤務

3 前2項の規定にかかわらず、週休日の振替等により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第21条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で町長が規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

4 次に掲げる時間の合計が1か月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員に

は、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前3項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第21条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

（1） 第1項の勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）

（2） 前項の勤務（同項ただし書の勤務を除く。）の時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。）
100分の50

（パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬）

第16条 祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、休日勤務に係る報酬を支給する。

2 前項に規定する休日勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき、第21条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で町長が規則で定める割合を乗じて得た額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、休日に勤務することを命ぜられた勤務時間に相当する時間を、他の日に勤務させないこととされたパートタイム会計年度任用職員の、その休日の勤務に対しては、同項に規定する報酬を支給しない。

（パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬）

第17条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、夜間勤務に係る報酬を支給する。

2 前項に規定する夜間勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき第21条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25を乗じて得た額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の端数処理)

第18条 第21条に規定する勤務1時間当たりの報酬額及び前3条の規定により勤務1時間につき支給する報酬の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第19条 給与条例第20条の規定は、任期の定めが6か月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として町長が規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、同条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の72.5」と、同条第4項中「それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「それぞれの基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して町長が規則で定める額を除く。)の1か月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 任期の定めが6か月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における任期の定め合計が6か月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期の定めが6か月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日までに会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期の定め(6か月未満のものに限る。)と前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)の定めとの合計が6か月以上に至ったときは、第1項に規定する任期の定めが6か月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給)

第20条 報酬は、月の初日から末日までを計算期間とし、町長が規則で定める期日に支給する。

2 日額又は時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。

3 月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、職員となった日から退職した(死亡により退職した場合も含む。)日までの報酬を支給する。

4 前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の現日数から当該パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額の算出)

第21条 第15条から第17条までに規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額による報酬 第14条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから町長が規則で定める勤務時間を控除したもので除

して得た額

(2) 日額による報酬 第14条第2項の規定により計算して得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額

(3) 時間額による報酬 第14条第3項の規定により計算して得た額

2 次条に規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額による報酬 第14条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額

(2) 日額による報酬 前項第2号の規定により計算して得た額

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額)

第22条 月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項第1号に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

2 日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項第2号に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

(会計年度任用職員の給与からの控除)

第23条 給与条例第2条の2の規定は、会計年度任用職員について準用する。

(外国語指導助手の報酬)

第24条 第14条から前条までの規定にかかわらず、語学指導等を行う外国青年招致事業により外

国語指導助手として任用される者の報酬は、月額とし、28万円以上33万円以下とする。

2 前項に規定するもののほか、外国語指導助手の報酬の支給に関し必要な事項は、任命権者が別に定める。

(パートタイム会計年度任用職員に対する通勤に係る費用弁償)

第25条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第10条第1項各号に規定する通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

2 通勤に係る費用弁償の額(その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。)、支給日及び返納については、給与条例第10条第2項から第6項までの規定の例による。ただし、これらの規定により難しい場合は、町長が規則で定める。

3 前2項の費用弁償は、給与に含まれない。

次のページをお開き願います。

(パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償)

第26条 パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

2 前項の費用弁償の額は、余市町職員の旅費及びその支給方法に関する条例(昭和41年余市町条例第7号)の規定の例による。

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(会計年度任用職員への移行に係る経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に改正前の臨時職員取扱規則(昭和

50年余市町規則第10号)及び廃止前の非常勤職員取扱規則(昭和50年余市町規則第11号)により任用されている職員が、施行日において引き続き会計年度任用職員として任用され、この条例の適用を受けることとなった場合の給料月額(パートタイム会計年度任用職員の場合は、報酬月額。以下同じ。)が施行日前に受けていた報酬等月額に達しないこととなるものには、給料月額が施行日前に受けていた報酬等月額に達するまでの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料(パートタイム会計年度任用職員の場合は、報酬)として支給する。

なお、別表第3条関係につきましては給料表でございますので、朗読につきましては省略させていただきます。

以上、議案第5号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(中井寿夫君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。さきに議会運営委員会の委員長から報告のありましたように、総務文教常任委員会に閉会中といえども審査、調査のできますことをつけ加えて、付託申し上げることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第5号は総務文教常任委員会に閉会中といえども審査、調査のできますことをつけ加えて、付託申し上げることに決しました。

○議長(中井寿夫君) 日程第2、議案第8号 余市町ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○企画政策課長(阿部弘亨君) ただいま上程されました議案第8号 余市町ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

このたびの一部改正につきましては、寄附者があらかじめ行っております寄附金の使途指定と寄附金の基金の積み立てについて所要の改正を行うものであります。

改正の主な内容としましては、寄附者があらかじめ指定できる寄附金を財源として実施する事業について第2条各号の事業の区分ごとの指定をなくすることにより、第1条の活力と魅力に満ちた個性あるふるさとづくりに資することを目的として、第2条各号のどの事業にも効率よく充てられるようにし、また基金に積み立てる際に柔軟な運用ができるよう条例に明記するものでございます。

以下、提案文を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第8号 余市町ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例案。

余市町ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年12月12日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例。

余市町ふるさと応援寄附条例(平成29年余市町条例第2号)の一部を次のように改正する。

第3条を削り、第4条を第3条とし、第5条を第4条とする。

第6条中に次のただし書を加える。

ただし、町長が必要と認めるときは、寄附金を基金に積立てることなく、第2条各号に規定する事業の財源に充てることことができる。

第6条を第5条とし、第7条から第11条までを1条ずつ繰り上げる。

附則

この条例は、令和2年2月1日から施行する。

以上、議案第8号について提案理由をご説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして条例の新旧対照表を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○7番（吉田浩一君） 新しく第6条が加わって、町長が必要と認めるときは寄附金を基金に積み立てることなく事業の財源に充てることのできるというふうに明記されておりますが、具体的にどういふ事業を想定しているのかお伺いします。

○企画政策課長（阿部弘亨君） 7番、吉田議員のご質問にご答弁申し上げます。

町長が必要と認めるときは事業ということですが、事業というよりはふるさと応援寄附を受けてから事業に充てるまでの流れの中で素早い対応をもって柔軟に対応したほうがよい場合というふうに想定しておりますので、ご理解お願いいたします。

○7番（吉田浩一君） だから、具体的にどういふことを想定されているのですかと聞いているのです。積み立てることなく、町長が判断して、何かに使うのでしょうか。だから、それはどういふことを想定しているのですかということなのです。何か想定しているから、条例改正するのでしょうか。その部分を答弁再度お願いします。

○企画政策課長（阿部弘亨君） 7番、吉田議員の再度の質問についてご答弁申し上げます。

この必要と認めるときと、場合としましては寄附金を収入で受け、基金に積み立てるタイミングと、それから基金から取り崩して事業に充てるタイミングがありますけれども、そういったタイミングを鑑みた場合に柔軟に運用できる、運用しな

ければならないと、運用することが必要なときということで想定しております。

○7番（吉田浩一君） だから、柔軟に対応するというのは具体的にどういふ、何かをするから変えたいということなのでしょう。ただ柔軟に、柔軟にというのであれば、何でもできるということになるのではないのですか。そうではないでしょう。条例というのは、要するに一回決めてしまえばずっと変わらないのだ。具体的に今町長がどういふことをやりたいのだよということがあるのであれば、それがいいけれども、この条例のまんまでいったら、町長というのはいつかの時代ではどんどんかわっていくのだから、そうしたら今の町長はそうではなくても次の町長になったときに、この条例を解釈したときに俺が好き勝手に何でも使えるのだというふうな解釈されたら困るのではないのか。だから、そういう提案なの。そうではないでしょう。だから、具体的にこういう場合はこういうふうに使いたい。その具体的な事業というのはだから何なのと聞いている。ただ柔軟に、柔軟にというの、言葉ではわかるけれども、中身がわからなかったらこれがいいのか悪いのか判断できないということです。なおかつ、条例というのは一回決めたらその時々解釈によって変わってくるのだから。齊藤町長だって、いつか町長だってかわるのだから、そうしたら次の町長、もしくはその次になった町長がこれ勝手に解釈して、俺好き勝手に使えるのだというふうに言われるのではこれは困るのだ。だから、具体的に何に使いたいのと、それを聞いているのです。

○財政課長（高橋伸明君） 7番、吉田議員のご質問に財源の充当の考え方の立場から私のほうでご答弁させていただきます。

今回の条例におきます基金に積み立てることなく第2条各号に規定する事業の財源に充てることのできるという部分の解釈でございますが、先ほど議員がおっしゃられていたような町長が自由に

選択して使うということではなくて、基金、通常ですと収入いたしまして、補正予算の中で議決をいただいた中で処理をさせていただくという流れ、これについては同じように変わりません。それで、充当する事業ですが、これは第2条各号に掲げている事業についてという部分についても変更はございません。通常であれば基金積立金という形で予算計上させていただき、その部分を第2条各号に掲げている事業を歳出予算と見て、その財源に直接充てるということをして、今回の改正をさせていただきたいということでご提案差し上げたところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○9番（彫谷吉英君） 今の関連質問で、基金に積み立てることなくという意味は、では基金以外の場所はどこに積み立てるのですか。寄附金台帳の作成とか何条かにおいてあるのですけれども、まずそれをお聞きます。

○財政課長（高橋伸明君） 9番、彫谷議員のご質問にご答弁申し上げます。

どこの基金かというご質問でございますが、基金につきましてはふるさと応援寄附金基金がこの寄附の場合の該当する基金となります。それ以外の積み立てることなくという場合ですと、先ほどと重複しますが、歳出予算の中の財源としてそのまま充当させていただくという形で処理されることとなりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○9番（彫谷吉英君） そうすると、一般財源になるのですか。基金には要するに積み立てしないのですか。

それと、指定の寄附金の場合も歳出予算に直接持っていけるのでしょうか。要するに寄附金の中身に関係なく振り込んだお客さんの指定、その辺の説明をお願いします。

○財政課長（高橋伸明君） 9番、彫谷議員の再度のご質問にご答弁申し上げます。

まず、一般財源か特定財源かという部分でございますが、ふるさと納税の場合、町としては歳入としては寄附金として歳入予算は計上させていただきます。寄附金を通常積み立てる場合は積み立ての歳出予算を組むわけですが、そのときの財源としては特定財源として組みます。同じように歳出に直接充当する場合は特定財源として充当させていただきます。また、一度基金に積み立てをして、基金から繰り入れをして事業実施する場合、こちらも特定財源という形をとらせていただいております。それで、直接充てる場合ということですが、この場合は歳入としては寄附金、歳出を先ほど申し上げた積立金ではなくて、条例の第2条の各号に掲げている事業にそのまま直接充当、歳出予算も当然、今現在は決まっておりませんが、その必要があったときにその事業の財源の特定財源として充当をさせていただくということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○9番（彫谷吉英君） そうしたら、トータルとして、余市町ふるさと応援寄附という項目の金額は少なくなるわけですか、寄附金としては。寄附金に上げないのだから。寄附金基金に積み立てないのだから、それは減るということになるのですか。

○財政課長（高橋伸明君） 9番、彫谷議員の再度のご質問にご答弁申し上げます。

寄附金の部分の歳入につきましては、減ることではなくて、全額寄附金として収納いたします。差が出るとすれば、積み立てた後の基金の額と寄附された額に差が出る場合があるという形になります。ただ、全てが充当するというのではなくて、その時点で充当する必要がなければそのまま全額を基金のほうに積み立てるという流れになることを想定してございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○14番（大物 翔君） 私があくまでこの条例の条文を読んだ上で改正をした場合どうなるのだから

うな、どういう動きになるのかなということ考えた結果、この条例だめだと思うのです。なぜかといいますと、改正案、まず、第3条の規定を丸ごと消してしまうと。つまり現行条例第2条において、これ今後に残る予定と案の中ではなっていますけれども、余市町としてはこの6項目に該当する場合は寄附してくださいというふうにはなるのだけれども、これまでやっていたようにこの6項目の中で寄附者がこれをやってほしいから寄附するのだという用途指定ができなくなってしまうと。施行規則、今の条例だとかいうふうになっていまして、必ず住所、氏名、お名前など書いた後にどこに充当してほしいか選んでくださいというふうになっているのです。これが成り立つ根拠はなぜかといえば、第3条があるからなのです。現行の第3条だと寄附者は前項各号に規定する事業のうちからみずからの寄附金を財源として実施する事業をあらかじめ指定できるものとする。第2項としては、寄附金のうち前項規定による指定がない寄附金については町長が当該事業の指定を行うものとする。どれでもいいですよと言ってくれたものについては、預かった側の判断として自分で決められるとなっているけれども、結局第3条を一式削ってしまうということはそれができなくなってしまうと。つまり今までは6個募金箱があった。それぞれのジャンルが書いてある。どれかに入れてくださいと、賛同していただける場合はと今まではなっていたと。ただ、これからはふるさと応援寄附金と書いてあるでっかい募金箱が1つだけ置いてあって、そこに6項目書いてあって、賛同していただければ入れてくださいと。ただし、使い道についてはこちらで考えさせていただきますということに結局になってしまうのではないかと。

なぜ私がこれを問題視するかというと、総務省のホームページにふるさと納税に関する理念についてが書かれています。そこにはこう書いて

あるのです。第1に納税者が寄附先を選択する制度であり、選択するからこそその使われ方を考えるきっかけになる制度であるのだと。これに抵触している可能性がまずあるのではないかというのが1つ。

2つ目としては、ではなぜ従来の方法ではだめなのか。先ほどの答弁の中でも素早く対応したいのだと。では、素早く対応しなければいけない理由は結局何なのだということになるわけではないですか。現行の仕組みだと総務の寄附金で一回受けて、それを基金に繰り出して積んで、次の機会に今度はそれを取り崩して、充てていくという方式をとっていると。なぜこれでは回らなくなっていくのかと。何でだめなのかと。会計の解釈上だけでいえば、確かにこの現行の第6条、案の中の第5条というのは解釈できないことはないと思うのです。つまり一回来た分のお金を全部基金に積むのではなくて、例えば返礼品等含めて必要経費をそこから差し引いて、残ったものを寄附金基金に積むのだと。必要に応じて充当していくということが現実可能になるということなのだろうと思うのですが、なぜこの方式をとらざるを得ない状況にまず陥っているのかと。

そして、3つ目として、常々申し上げていますがけれども、私この制度に心から賛成しているわけではありません。結局1億円受けたところで最後手元に残るのは大体37%だから、3,700万円しか手元に残らないと。先日の補正予算の中でも申し上げましたけれども、受け入れ総額は1億円近くになっても結局諸経費丸々差し引いていいたら残は三千数百万円しかないわけではないですか。では、そのお金どこに行っているのだといえば、結局最大3割までは地元の業者などに落ちるでしょうけれども、それ以外は委託先に全部行ってしまうわけではないですか。となれば、広げれば広げるほど結局一見お金は入ってくるのだけれども、外部流出だってふえていくということではな

いですか。余市町の中で返礼品の、JCBにしたらって楽天にしたって余市に事業所、本社があるわけではないから、結局お金は外部に出ていくわけです。そうなってくると、これまでのさまざまな議論の中でも出てきていた地元への経済効果というものだって怪しくなってくると私は思うのです。その辺どう考えていらっしゃるのかと。

さらに、もっと言えば、4点目、何でもともこの12月の年末になってこの条例提案してきたのだということなのです。仮に資金繰り上の問題で何か支障がある、あるいは今後支障があることが見込まれるのであれば、余市の議会は基本的にほぼ毎月と言っていいほどのペースで何らかの議会を開いているわけなのです。これまでのふるさと納税の受け入れの月別の状況見ていると、半分近くは12月に集中しているわけではないですか。はなからわかっているわけではないですか、12月に一番支出がかさむということは、それなのになぜ今なのだと。仮に資金不足等が見込まれる、資金繰りに厳しさがあるということが見込まれるのであれば、11月にも臨時会開いています。なぜそこで出してこなかったのだと、そういう問題にもなってくると思うのですが、その辺全て捉まえて、提案者である皆さんはどう考えていらっしゃるのか、答弁をお願いします。

○企画政策課長（阿部弘亨君） 14番、大物議員の質問についてご答弁申し上げます。

まず、1点目です。寄附者の資金使途の部分でございます。資金使途の指定につきましては、現在条例では事業の区分ごとの指定ということになっておりますけれども、寄附者が指定する事業の区分というのがどうしても偏り、ばらつきが生じてしまいます。また、事業の財源に充てる際についても事業の趣旨により財源を効率よく充てられる事業の区分と充てられない事業の区分とができていない状況にあります。そのことから、資金使途の指定を削除するのではなく、あくまで第2条の

事業の区分ごとの指定をなくして、活力と魅力に満ちた個性あふれるふるさとづくりに資する事業、これを資金使途として、それに了解いただき寄附をいただき、そしてどの区分にも効率よく充てられることにより有効活用できるようにしたいというふうに考えてございます。

あと、2点目の素早く対応する部分という形ですけれども、この事業について、今述べましたけれども、そういった事業に充てられるタイミングのことが、先ほどのちょっと答弁と重なりますけれども、どうしても寄附金を収入で受けて、基金に積み立てるタイミングというのがございまして、またそれから基金を取り崩して事業に充てるタイミングというのがございます。そのタイミングを鑑みた場合に柔軟に運用できることを明記することが必要だというふうに考えているところでございます。

また、3点目の事業としては寄附金の多くが使われて、なかなか残らない部分もあるということでしたけれども、確かに基金に積み立てる額としてはそういった、昨年でいうと37%という形になりますけれども、この事業に充てている部分、事業は実際にふるさと納税の返礼品と言われる町の特産物、これはあくまで産業振興の一環として行っていますけれども、こういったものは3割程度町内のそういった特産品というものを送っているという形になります。ですから、この事業が、寄附金が多くなれば多くなるほど町の特産品を食べてもらおう、知ってもらおうという機会もふえて、当然特産品を気に入っていただければまたリピーターにもなっていただけると。これは町の本当の特産品のPRという上でも大きなものだというふうに思っております。

また、4点目の12月に提案した理由ということでございますけれども、なぜということとはございますけれども、準備としてはある程度ちょっとかかるということで、今おおよそ2カ月、1カ月半

くらいの準備期間ということで施行期日を2月1日にしているところでございますけれども、その2月1日を踏まえてこのたび提案しているということでございますので、ご理解お願いいたします。

○14番（大物 翔君）では、順番にやらせていただきますけれども、要は第2条で区割りは残すから、寄附者の意図を制限したり、用途を選ばせないようなことには当たらないのだということなのだろうとは思いますが、私それ違うと思います。この6つの中で賛同してくれるものがどれかあるのだっただけというのではなくて、そもそもからして、ではほかにふるさと納税を集めている、結構寄附を集めている自治体の条例ってどうなっているかなと思って、調べてみたのです。そうしたら、用途指定を制限するような条文盛り込んでいたり、あるいは削除してしまっているケース、私は見つけられなかったのです。あったとしたらどういう町でそういうことやっているのかもぜひ知りたいところですし、わかるならお答えいただきたいのですけれども、効率よく充てたいと、偏りがあるのだと。でも、それは寄附者の意向なわけではないですか。これ税ではないのです。寄附なのです。余市町もこれは寄附なのだということを再三にわたっていろいろな場所で答弁し続けているのです。これまで一般寄附もあわせてですけれども、寄附をいただいたときの補正予算など組んだときの皆さんが説明をする際も寄附者の意向に従いましてと必ず言っているのです。だから、そもそも特定のここをお願いしたいのだというふうに考えて寄附をしようとしている人を排除することになってしまうと、ふるさと納税制度の中では、それは、さらに総務省が言っている選択の権利というものに私は抵触していると思うのです。奪ってしまうことになるではないですか。だから、だめだと言っているのです。さらに、効率よく使いたいのだというのはわかるのですけれども、それはこちら側の言い分なわけではないですか。実

際に処理をする、使っていく側の言い分であって、寄附者の言い分ではないわけです。最も大事にしなければいけないものは何かといえば、繰り返しになりますが、寄附者の意向なのです。税ではないのですから。なのに、第3条を削ろうという発想が私には理解できない。

そして、2つ目の質問の中でもありましたけれども、どうしても受ける時間と支払いの期限等々でずれが生じてしまうのだと。相手の業者があつてのことですから、それはわからなくはないのです。ただ、従前ぐらいの金額で推移していれば、こんな問題起きなかったのです。寄附額がふえてきたからこそ起きた問題でもあるわけです。であるのであれば、こうやって取り崩して、方式変えて積まずにいくのではなくて、そもそも寄附なのだから、一回積まなければいけないはずなのですから、道徳的に考えたら。ではなくて、積む前に必要経費を差し引いてというのではなくて、財調だとかほかにも手当てし得る根拠を持っている財源ちゃんとするのではないですか。そっちからまずやって、積み戻してあげるという処理をとるべきではないかというふうに私は思います。違うのですか。

そして、3つ目ですけれども、確かに37%しか手元には残らないし、地元の返礼品をお返ししているのだから効果はあるのだというけれども、6割近くは結局諸経費でかかっていると。委託料だとかポータルサイトの使用料だとかでもたしか3割近くになっているはずなのです、外部経費が。だから、自分たちの産業振興だといいながら、一方で本州資本を設けさせるための道具にもされてしまっているという部分があるのです。例えば公社だとか地元に会社があつて、やっているのであれば、ほとんどの経費は地元をめぐるわけですから、なお経済効果はあるでしょうけれども、そうはなっていないと。結局域外資本の栄養分にされてしまっているのではないかという心配だつてあ

ると。だから、しかもそれをやるがために、さっきも言いましたけれども、今のやり方だと一般会計が苦しくなっているというのは本末転倒ではないですかと。その辺どう考えていらっしゃるのですかということ。

そして、4点目、今回の条例改正案では2月から施行したいのだと言っていますけれども、基本的に補正予算を組んでいくわけですがけれども、組む段階で3月ぐらいまで持ちこたえられるように普通は組んでいると思うのです。そう思っていたのです。だけれども、わざわざ2月に施行しなければいけないというふうにまでお尻を切ってきたということはよっぽど資金繰り困っているのかなというふうに解釈せざるを得なかったのです。何で2月にしたのですか。別に3月だっていいではないですか。必要ならその都度補正を組んで我々に出してくれば、我々は審議もするし、必要とあらば議決もします。何でこんな乱暴なやり方してくるのですか。お答えください。

○企画政策課長（阿部弘亨君） 14番、大物議員の再度の質問についてご答弁申し上げます。

1点目の資金使途の質問ですがけれども、寄附者の意向という形でご質問だったと思いますけれども、今あくまで寄附者の意向ということで、事業ごとの区分というふうになっているものをふるさとづくりに充てるということで、それを資金使途として理解いただいて、その上で寄附をいただくという形で考えてございます。ですから、あくまで寄附者の意向というのはたまたま事業の区分になっていますけれども、それを全体的にふるさとづくりに使うという、そういう資金使途で理解していただくと、その上で寄附をいただくというふうに考えておりますので、ご理解お願いいたします。

また、タイミングの問題ですがけれども、2点目はちょっと財政課長のほうから答弁させていただきます。

3点目の37%以外の部分ということでしたけれども、ここの部分につきましては本州の企業という部分もございましたけれども、これはあくまでふるさと応援寄附があつてこそその金額だというふうに思っています。先ほど言いました特産品を送ることについてもこれは応援寄附がなければ、これが例えばゼロであればこちらから送るということはなくなるわけですから、金額がふえればふえるだけそれは余市町の特産品も全国各地にいろいろな数が、届いている数が多くなっているということですので、事業者をもうけさせているというよりはあくまで町の経済振興、産業振興のために行っているというふうに捉えておりますので、ご理解お願いいたします。

また、4点目の今の時期の話でしたけれども、当初は確かに、これは税の部分ありましたので、1月1日というものを目指してございました。1月1日から施行ということで目指していたのですが、いろいろな準備等もありまして、サイトとの問題もありまして、ちょっと1月1日というのはできなくなったため2月1日の施行ということにしたところでございますので、ご理解お願いいたします。

○財政課長（高橋伸明君） 14番、大物議員の2点目の部分のご質問でございますが、ご質問の中に財政調整基金などほかの財源もあるのではないかとのお話ございましたが、俗におっしゃっているふるさと納税の経費という部分でございますが、こちらにつきましてはあくまでもふるさと応援寄附条例の中にあります事業の一つとして行っている部分でございますので、その点に関して他の基金などの財源を充てるということは基本的には想定してございません。ご答弁になったかどうかわかりませんが、ご理解いただきたいと思います。

○14番（大物 翔君） つまり細かいお財布ではなくて、1個の大きな財布に入れることでやるわ

けだから、先ほど来申し上げていますがけれども、用途を制限していることには当たらないのだというけれども、そうなってくると結局自分が託したお金がどうなったかわからなくなってしまうではないですか。余市町は、寄附金基金ということで大きな枠でしか今表示していないですけれども、もっと言えば自分が寄附したその中の細目まで本当は公表しなければいけないのではないかと思うぐらいなのです。何で自分の託した寄附金が積み上がりっ放しなのだというふうに当然疑問湧かれるかもしれないけれども、それはそれで必要なときが来たら使わせていただくので、今ためている状態なのだというふうに説明をすれば済むだけのことではないですか。完全に寄附者の意向と執行する側の意向がマッチするかといえば、必ずしも一致しない場合もあるけれども、ただいずれそれを使う機会が来ることを想定しているから、項目をつくって、基金積んでいるわけではないですか。時が来たときに使わせていただきます、これでいいではないですか。何でこっちの札がついている寝かせてある状態のお金をちょっと貸していただきますというようなさもしいことしなければいけないのですか。そうしなければならぬほど我が町は財政的に追い詰められているのですか。ましてややればやるほど持ち出しがふえて苦しくなっていると。財調からも、ちょっと違うから、そこから一時的に出すわけにもいかないのだと。だから、お財布の範囲内でやるから、流動性を高めさせてくれというのだったら、その前に返礼品の基準だって見直したっていいではないですか。別に30%以内になさいとは書かれているけれども、1%にしたって法律上問題ないのですから。そんなことしたら寄附集まらなくなるよと言う人いるかもしれないけれども、そのときはそのときではないですか。そもそも寄附を当てにしていること自体が私問題だと思うのです。ここは自治体であって、企業ではないのですから。外部業者を

もうけさせるためではなくて、地元の振興になっているのだとおっしゃいますけれども、うちは通販会社ではございません。自治体でございます。だから、私3月の予算の反対討論の中でも本当に経済振興をということ考えるのなら、どうしても後ろ暗さが制度上消えないのだから、そっちではなくて別の方法とったらどうだということだって申し上げているはずですよ。やればやるほど、申しわけないけれども、いかがわしさが増してきまうと申し上げざるを得ないのです、こうやって提案されて、文章読んで、どうなるかなと考える身としては。寄附を何だと思っているのですか。寄附ってそもそも何なのですか。税ではないのです。その立場から考えたら、申しわけないけれども、今回の条例改正はちょっと不誠実だと私は言わざるを得ないと考える次第なのです。最後答弁伺って、私の質問終わります。

○企画政策課長（阿部弘亨君） 14番、大物議員の再度の質問についてご答弁申し上げます。

まず、1点目の部分ですけれども、託したお金がどうなっているかわからないというご質問でしたけれども、寄附をいただいて、事業に充てた場合についてはその年度によってどういった事業に充てたというものをきちんとホームページ上で記載しておりますので、その方のお金が幾らでどの部分というまではなりませんけれども、もらった寄附金の中でこういうものに使わせていただいたというものを示していますので、そういった形で託したお金がどういった形で使われたというものを皆さんに示しているところでございます。

また、2点目の返礼品の件でございますけれども、やはり返礼品の基準、確かに100分の30以内ということですから、どの割合にもできますけれども、まず私どもが今この寄附金を募集しているという上ではやっぱり募集する側としましてはこのふるさと応援寄附金というののメリットについては1つは税額控除できるということが1つ、また

もう一つは特産品も選べるというのが、この2点が寄附者側から見たふるさと応援寄附金のメリットだというふうに思いますけれども、そうした中でふるさと応援寄附というのは全国各地でいろいろな特産品があって、でもその中から余市町を選んでいただくという形になりますので、そういったものではもちろん特産品もいろいろな魅力あるものを並べて、ラインナップするとか、もしくはセット商品にするという形でやはり選んでいただくというのが大事なのかなというふうに思っていますので、そういったもの踏まえて募集しております。

また、通販ではないというご意見もいただきましたけれども、確かに余市町の特産品を、町に来ていただいて、それを食していただくとかというのはもちろん一番いいと思います。ただ、遠いところから余市町のもを食べたいという人がいても、来ていただかなくてもそれを食べたいという人はたくさんいらっしゃると思いますから、そういったものを全国各地にふるさと納税を利用して送るという意味では余市町の製品のPRという上では大きな効果があると思っていますので、ご理解をお願いいたします。

○6番(庄 巖龍君) 私も総務省の資料持っております、ふるさと納税というのは、これは平成19年度から研究会のほうで報告書がまとめられております、ここをちょっと読み上げさせていただきます。ふるさと納税というもの、これは地方のふるさとで生まれ、教育を受け、育ち、進学や就職を機に都会に出て、そこで納税をする。その結果、都会の地方団体は税収を得るが、彼らを育んだふるさとの地方団体には税収はない。お世話になったふるさとにできれば恩返しをしたいという多くの人々の心の琴線に触れて、ここでふるさと納税というものが始まっていったというふうに書かれております。また、ふるさと納税というのは、私昨日の一般質問でもさせていただきました

たけれども、納税者があくまで選択をできる税収でございます。また、ガイドラインもこちらのほうに、ことしの6月に改定になったやつによりますと、当然のことながら3割、できることであれば納税者の方々の多くの金額を反映させるために、その地域を生かすためにこのふるさと納税が始まっているというふうに私は認識しておりますが、いかがお考えでしょうか。この私の見解で間違いはございませんでしょうか。

○企画政策課長(阿部弘亨君) 6番、庄議員の質問にご答弁申し上げます。

今ふるさと納税の定義を議員のほうでもおっしゃっていただきましたけれども、私どもでも総務省のいろいろなふるさと納税に関するポータルサイト等も来ていますけれども、そういった中でも今庄議員が言われたようなことがふるさと納税の目的という形でうたっていますので、ご指摘のとおりだというふうに考えております。

○6番(庄 巖龍君) 全く私の考えと同じでございます。きのうも一般質問させていただきましたけれども、これだけ余市町の地場産品もふえ、国内においても広がって行って、こういった余市の地場産品、余市ブランドも本州含めてどんどん、どんどんPRをしていくということがリピーター、また余市にお越しになってくれる方、そしてお金も落ちていくということになりますので、これはすなわちふるさと納税といいながら、やはり一極集中をしている今の日本のこの経済構造から行ってふるさとにどんどん、どんどんお金を渡しましょうと、そういう納税者、すなわち国民の地域、要するにふるさと、田舎を応援していきましょうという税収であるということでもありますので、ぜひともこの納税を、皆さん方の要するに厚意を余市町の税収に反映していただき、そして、インフラ整備だとか、そういったことなどに充てていただければ、町民の皆さんも大いに喜ぶと思いますので、よろしくをお願いいたします。答弁は

いいです。

○2番(吉田 豊君) 私は、ふるさと納税の件について、いわゆるふるさと納税については余り賛成ではなかったです。今も賛成ではないという考え方は持っていますけれども、この形ができたものですから、予算委員会ของときにもふるさと納税の関係で一般財源、一般会計の中にそれを予算で組み入れている市町村がたくさんあるということで、それは危険なことですよということを質問してきました。今回の財源のあり方、何も問題ないのではないですか。例えば1億円のふるさと納税があったとする。それに係る経費が、返礼品、3割以内で3,000万円、あと手数料入れて、例えば5,000万円がかかりますよということになれば、5,000万円というのは今の地方からいけば、一般財源を充てるわけです、5,000万円。そうしたら、本来一般財源というのは余市の町民のために使える5,000万円であると。ところが、ふるさと納税の返礼品に充てたらだめだとは言わないけれども、それはお金が余市町に落ちないわけだから、返礼品として、会社はそれは物買ったりするから、それはそれでいいのだけれども、基本的に寄附者に対して一般財源で返礼品として用いるというその手法は私が前から言っているとおりです。だから、基本的にはきちんとした特財を、それは寄附者には全額寄附をそのものに、目的に言えば一番いいのだろうけれども、実際問題返礼品という問題があるから、その分はきちんと特財で見るのが普通であって、残りのほうをちゃんときちんと積むとか、それから一旦全部積んで、返礼品としてその分使うということには何ら問題がないのではないかな。なぜかというと、このふるさと納税そのものが地方自治体の中でも特殊な事業ではないのかな。他の事業とはちょっと異なるのではないかな。その意味では、自由にできるような形の中で整理、自由の形の中で整理するということはどういうことかということ、ふるさと納税制度その

ものの制度内で基本的に整理する形が当然望ましい仕組みではないのかな。それでなかったら当てにしない金を当初予算から組んでみたり、何カ所か北海道の地方自治体でもあったけれども、ふるさと納税が思うようにいかないから赤字になるとか、そういうの出ていたでしょう。ただ、新聞にああいうふうに出ている、赤字になったり、そういうふうに出た場合に赤字になったからそれでいいということではないから、北海道のいろいろな地方自治体の町村長がみずから自分を処分しない。赤字になってしまったら歳入欠陥ということだから、歳入欠陥を起こすということはその予算を調整した自治体の長が責任とるということです。だから、はっきり言えば歳入欠陥起こしたらみずからの報酬月額を2割3カ月減らすとか、そういう処分の対象になることなのだ、歳入欠陥というのは。そういう意味でも歳入欠陥を起こさないように安全運転をするということはこの手法しかない。だから、前から私は特財であっても使えるような形に切りかえたほうがいいというのは私の理論ですから、今回出されたこの議案は、私は大いに結構だと思います。どうですか。

○財政課長(高橋伸明君) 2番、吉田議員のご質問にご答弁申し上げます。

今回の条例改正によりまして、議員先ほど来おっしゃられていたとおり、寄附金の場合、本町の場合、予算委員会、決算委員会等でも述べていますが、当初で予算を見ることはしない。あくまでも入ってきた部分を予算化して、事業化していくという流れの中で、おっしゃられたとおり、ふるさと納税という一つの歳入歳出伴った事業の中で全てをまず完結させると。一般財源、他の財源を投入してやるということは通常の経常的なまちづくりの業務に影響が出る、そういったものではなくて、他のこれまでやれなかった事業を積極的に実施していくためには、日ごろ町長も述べていますとおり、新たな歳入を確保するという中には有

効な手段であろうかという中で、そういう歳入を確保しながら今までできなかった事業に充当していくということも可能になるという中では、おっしゃられていたとおり、今回の改正の中で有効的に活用できるようになるかなというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

○2番（吉田 豊君） 地方自治体の特殊的な事業であることには間違いないのか。

○財政課長（高橋伸明君） 2番、吉田議員の再度のご質問にご答弁申し上げます。

今ご質問にありました特殊的な事業という部分で申しますと、私の立場ですと財政上の立場になりますが、そういう通常の歳入歳出の流れの中で想定しますと、今までにはないような特殊な形であるということと言えるかなというふうに思っております。

○15番（中谷栄利君） 今回の税条例の改正で第3条を削除するということがあります。第5条に町長の必要と認めるときにその寄附金を基金に積み立てることなく第2条各号に規定する事業の財源に充てることができる、ということになっています。この条例案の提案の仕方、まず第2条のことも参考の新旧対照表では特に触れていません。それで、第2条においては、第2条、前条の目的を達成するために実施する事業を次に掲げるものとするということで、第1条には最終的には活力と魅力に満ちた個性あるふるさとづくりに資することを目的とするということで目的を規定していますが、この第2条の中で、第1号に至っては地域の強みを生かした産業の問題だとか、第2号については移住・定住、ひとの流れをつくる施策事業、第3号については若い世代の安定と安心して子供を産み育てられる環境、第4号には町民が安心して暮らせる町をつくる、広域連携の推進事業、第5号には余市町の未来を担う青少年を育成するための事業、第6号にはその他目的達成のため町長の必要と認める事業とあります。もち

ろんその他目的達成するというのは第1条に係る事業になりますが、先ほど述べたように、この事業の区分においてもいろいろな解釈ができるのですが、総合計画、これに規定するものとして必要な事業に充てる、その規定は町の総合計画、そういったものに係るものと思われ。それで、第3条においてこういった事業の区分について今回の条例は寄附者の意向、そういったものも削除するということなので、先ほど大物議員も言いましたけれども、ふるさと納税の当初の目的、寄附金としての体をなさないのではないかという話がありました。ふるさと納税は、寄附金であってもあるどこかの町の税金です。町民税です。そういったある自治体の財源がこうやって寄附としてふるさとを応援するためにやられている事業であるわけですから、その寄附者の意向についても尊重する、そういった目的で、そのことはきちんとうたわなければならない。それと同時に今回第5条に、先ほど述べていますけれども、町長が必要と認めるときには積み立てることなく財源に充てることができる、先ほど言った第2条の事業ですよ、その中の町長の必要と認める事業ということであるのですが、そういったことでいえば、まず今あるふるさと応援寄附条例の第5条には寄附金を適正管理、運営するために余市町ふるさと応援寄附金基金を設置するとありますが、先ほど来の財政課長の答弁でもありましたけれども、寄附金総額と寄附金基金の残高、そういったものへの差が生じる場合があるという話もありました。ある町の税金が寄附として送られてくる以上、寄附者の意向もきちんと添える、そういったことでその事業に割り当てること、そして寄附の財源、総額についてもどのように集まったか、どのように使われていくのか、そういったことをきちんと適正管理、運営するためにも基金に正確に積み立てていくことが必要ではないか。それが積み立てることなく、必要と認めるときに使えるものとするということ

であれば、最終的に何が集まって、どう使われていったのか、何をもち担保としてその流れを把握することができるのか、それが曖昧になると思います。ここに第5条に書いている適正に管理、運用、この項目でいけば当たらないのではないかと、そういった危険がありますので、いかがでしょうか。

○企画政策課長（阿部弘亨君） 15番、中谷議員の質問についてご答弁申し上げます。

大きく分けて2点あったかと思えます。1点目は、資金使途の部分ですけれども、先ほど来の質疑でもありましたけれども、あくまで資金使途をなくするというのではなくて、今の事業の区分ごとの指定というものをふるさとづくりに充てると、これを資金使途とするということで考えておりますので、ご理解お願いいたします。

また、2点目のそういった総額がきちんとわかるようにしないと曖昧ではないかという質問だったかと思えますけれども、この総額に関しては寄附金の基金ではなくて、歳入としてはふるさと応援寄附金として歳入として収入を受けるわけですから、その金額としてそういったものはきちんと明記されるようになってございますので、ご理解お願いいたします。

○15番（中谷栄利君） 今日ふるさと応援寄附金という形でさまざまないろいろな町の事業が行われている中で、正確に運用するためにもかなり強い縛りを持ってやっているはずですが、そういった中でやはり寄附者の意向に従ってそのことに対して積み立てることがふるさと納税、応援寄附金としてのガイドラインに従ったものの内容ですから、寄附者の意向というのは尊重すべきで、そこを削除するというのはいただけない。まして第1条で規定しているのですが、事業の区分において大まかな内容で規定されていますし、そして第6号にはその目的達成のため町長が必要と認める事業、そこも大まかになっているはずですが、だから、

どうにでも解釈すればふるさと納税の積立金を時の町長の判断によって使える、そういった仕組みができざるを得ない。しかも、そこにおいて寄附金基金に積み立てることなく運用できるようにすれば、私にしてみればこれは井勘定になり得る、そういう危険ははらむから、いかがなものかということを指摘しています。基金残高とか運用はどのように整理されているのか、その担保がきちんと保証される根拠はどこにありますか。

○財政課長（高橋伸明君） 15番、中谷議員のご質問にご答弁申し上げます。

基金の管理の部分と寄附との関係でございますが、先ほど来町長の意向によって勝手に使えるのではないかというような疑念があるようにちょっと受け取れたのですが、あくまでも町の歳入として受けて、町の歳出として支出しますので、必ずこれは予算化される部分でございます。ですので、当然議会にお諮りした中で歳入歳出が予算を通った中で執行されていくということになりますので、ご理解いただきたいと思います。

○17番（土屋美奈子君） ふるさと納税については私も独自の見解もありますし、全国の状況を見ているとふるさと納税、この制度が始まってから見解、捉え方もいろいろあって、それはそれでいいのですけれども、ここの議場の中でもそれぞれの見解が分かれるところだと思うのです。だから、特に慎重にというか、節度ある対応しなければいけないというふうに思っているところです。今回提案された議案、これについては反対ということではないのです。ただ、提案の仕方ということについて、さまざまな議員がいろいろな、悶々とするとか、誤解をしているような提案の仕方、本町の議会制度というのは委員会中心主義なので、これまでは、自治基本条例もつくったように、その中身、重要なもの、そういったものに対しては委員会でもんで、しっかりと審議をするという形をとってきたのだけれども、今回のこのやり方

についてはちょっと丁寧ではなかったのかなという感じがしているのです。こういった議案の出し方というのは問題があるかなというふうに思うのですけれども、これ今話を聞いていてわかったのですけれども、歳入を確保する新たな手段として使っていきたいと。条例提案の準備も含めて、1月1日でなくて2月にしたということなのですから、いつころから考えておられて、そしてしっかりと準備をしていくことはできなかったのか。自治基本条例には緊急を要するもの以外はいろいろな計画や政策は出していくというふうに文言を明記したわけでしょう。だから、誤解を招くような、疑念を抱くような出し方というのはどうなのかなと思うのですけれども、見解をお聞きます。

○企画政策課長（阿部弘亨君） 17番、土屋議員の質問についてご答弁申し上げます。

議員のほうで今提案の仕方についていろいろなご意見いただきました。委員会中心主義ということもございました。この議案といいますか、ふるさと納税につきましてはいろいろな流れというか、これからのことということに関しては11月の総務文教常任委員会のほうには報告という形で報告させていただいております。ただ、条例改正ということはそこではしませんけれども、こういった形で考えているということでの報告ということではさせていただいておりますので、ご理解お願いいたします。

○17番（土屋美奈子君） 先ほど他の議員がなぜ12月定例で出したのかということについて、準備として2カ月かかるので12月で出したという答弁をされたのだけれども、そういう質問ではなかったというふうに思うのです。本当はもっと早くから準備をして、こういうふうに使いたいのであれば、だめだとは言いません、この議案が。だけれども、今お話を聞いて、使い道はしっかりと議決があるからなのだなということがわかってくる、こ

ういうやり方というのは、本会議でこういう議論をして議決をとるというやり方、うちの町はなかなかないのです。だから、準備期間をもう少しとって、そしてちゃんと委員会に付託して、返して、そして議決ができるような期間を持って提案すべきものなのではないですかということを知っているのです。それについての見解をお願いします。

○総務部長（須貝達哉君） 17番、土屋議員からの、提案時期にかかわる部分でございますので、私のほうから答弁させていただきますけれども、本来であればもっと早い時期にご提案申し上げればよかったのかと思いますけれども、確かにこういった時期押し迫った中で、我々としても新たな手法といいますか、こういった手法でこの制度を存続させていくことが正しいのかということでも内部的な議論も相当してきた中で時間かかったということも事実でございます。そうした中でこういった時期のご提案になったということで11月の総務文教常任委員会のほうにもご説明させていただいたところでございますが、時期遅くなったということにつきましては、そういったことで内部的な協議の時間を要したということでご理解をいただきたいと思います。2月の施行ということにつきましては、一定程度周知期間ですとか、あと事業者とのやりとりということもありますので、そういった部分で2月1日の施行にさせていただきたいというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいというふうに存じます。

○17番（土屋美奈子君） いろいろな形を試行錯誤していく中でこういう形になったのかもしれませんけれども、今後こういうことが頻繁にあるようであれば、せつかく私たちの町でみんなで協働しますよというのを文章にしたわけだから、そこら辺を、決算委員会でも言ったけれども、どこまで皆さんが条例をつくったということを受けとめて、重くとっているのかなということもありますし、この提案の仕方というものはしっかりと検討

して、議会にもちゃんと議論をする時間と納得をして議決をするという時間をつくれるような出し方というのをお願いをしたいと思いますので、再度見解があればお願いします。

○副町長（細山俊樹君） 17番、土屋議員からの再度のご質問に対して私のほうからご答弁させていただきたいというふうに思います。

ただいま今回の条例改正につきまして多くの議員の皆様から多くのご意見をいただいたところでございます。この間も答弁させていただいているところでございますけれども、このふるさと納税につきましてはしっかりと寄附者の意向に沿って、まちづくりのために条例に沿って活用させていただきたい、この思いにつきましては皆さんと共有できるというふうに思っていますし、行政としてもしっかりとやらせていただきたいということをもっと申し上げさせていただきたいというふうに思います。

それで、ただいま土屋議員からご指摘ありましたように、条例の提案の仕方、時期的な問題も含めてでございますけれども、先ほど総務部長からご答弁させていただきましたとおり、この条例の提案に向けてさまざまな角度から時間を要してこの時期になったということに対しましては皆さん方に多くの疑念を抱かせたり、議論の時間が少し少なくなったという点では反省をさせていただきながら今後も注意していきたいというふうに思っております。今後におきましても本条例にかかわらずしっかりと条例改正も含めてこれらまちづくりの案件につきましては議員各位と協議をする場を設けながら自治基本条例ののっとなって行政を進めさせていただきたいと考えてございますので、ぜひともご理解賜りたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（中井寿夫君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第8号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

異議がありますので、これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、議案第8号 余市町ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

昼食のため午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時47分

再開 午後 1時00分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（中井寿夫君） 日程第3、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（齊藤啓輔君） ただいま上程されました諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求

めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

人権擁護委員につきましては、人権擁護委員法第6条第3項に、市町村長は法務大臣に対し当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格、見識高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解ある社会実業家、教育者、報道新聞の業務にかかわる者など及び弁護士会、その他婦人、労働者、青年等の団体であって、直接、間接に人権の擁護を目的とし、またはこれを支持する団体の構成員の中からその市町村の議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないとされており、今回議員各位のお手元に配付してございます余市郡余市町富沢町11丁目35番地3、澤谷栄治氏を人権擁護委員としてご推薦申し上げます次第でございます。

それでは、職歴等につきましてご説明申し上げます。澤谷栄治氏は、昭和53年4月から平成27年3月まで余市町役場に勤務、平成27年4月から平成31年3月まで北後志衛生施設組合に勤務、以上が職歴等でございます。

本町といたしましては、人権擁護委員として澤谷栄治氏が最も適格であると判断し、ここにご提案申し上げます次第でございます。

なお、任期は令和2年4月から3年でございます。

それでは、議案を朗読いたします。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

次の者を人権擁護委員に推薦いたしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和元年12月17日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開きください。記、住所、余市郡余市町富沢町11丁目35番地3。氏名、澤谷栄治。生年月日、昭和30年11月12日生まれ。

以上、提案理由のご説明をいたしましたので、

ご審議の上、よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、諮問第1号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより諮問第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可と答申することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり可と答申することに決しました。

○議長（中井寿夫君） 次に、さきに議会運営委員会の委員長から報告がありましたように、日程第4、意見案第1号 豚コレラの早期終息に向けた緊急かつ具体的な対策を求める要望意見書、日程第5、意見案第2号 災害救助法の見直しを求める要望意見書、日程第6、意見案第3号 令和元年台風19号等からの復旧・復興に向けた対策を求める要望意見書、日程第7、意見案第4号 あおり運転に対する厳罰化とさらなる対策の強化を求める要望意見書、日程第8、意見案第5号 授

業料減免制度の現行水準を維持することを求める要望意見書の以上5件を一括議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、日程第4及び日程第8を一括議題といたします。

お諮りいたします。一括議題の意見案第1号ないし意見案第5号につきましては、いずれも提出者の説明及び委員会付託を省略することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明及び委員会付託は省略することに決しました。

別にご発言がなければ、まず意見案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第1号 豚コレラの早期終息に向けた緊急かつ具体的な対策を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、意見案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第2号 災害救助法の見直しを求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、意見案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第3号 令和元年台風19号等からの復旧・復興に向けた対策を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、意見案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第4号 あおり運転に対する厳罰化とさらなる対策の強化を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、意見案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第5号 授業料減免制度の現行水準を維持することを求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

○議長(中井寿夫君) 日程第9、意見案第6号 労働者協同組合法案の早期制定を求める要望意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、提出者の説明を省略することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明は省略することに決しました。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第6号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより意見案第6号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、意見案第6号 労働者協同組合法案の早期制定を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

○議長(中井寿夫君) 日程第10、意見案第7号 再編統合対象の公立・公的病院名公表の撤回を求める要望意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、提出者の説明を省略することにいたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明は省略することに決しました。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第7号については委員会の付託

を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより意見案第7号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、意見案第7号 再編統合対象の公立・公的病院名公表の撤回を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

○議長(中井寿夫君) 日程第11、意見案第8号

日米共同訓練の規模縮小とオスプレイ参加の中止を求める要望意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、提出者の説明を省略することにいたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明は省略することに決しました。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第8号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより意見案第8号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、意見案第8号 日米共同訓練の規模縮小とオスプレイ参加の中止を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

○議長(中井寿夫君) 日程第12、閉会中の継続審査調査申出について。

各常任委員会並びに議会運営委員会の委員長から、目下委員会において審査調査中の事件につき、会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしました申し出のとおり閉会中の継続審査調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査調査に付することに決しました。

○議長(中井寿夫君) 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

よって、会議を閉じます。

これをもって令和元年余市町議会第4回定例会を閉会いたします。

閉 会 午後 1時14分

上記会議録は、細川書記・小林書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長 12番 中 井 寿 夫

余市町議会議員 11番 白 川 栄美子

余市町議会議員 13番 安 久 莊一郎

余市町議会議員 14番 大 物 翔